

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和6年2月20日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第2項中「別表第19項第1号」を「別表第18項第1号」に改める。

第7条中「別表第28項第1号」を「別表第27項第1号」に改める。

別表第16項を削り、同表第17項第3号の表貯蔵所の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、別表中第17項を第16項とし、第18項を第17項とし、同表第19項第4号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号イ中「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)」を「(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律)」に、「第61項に」を「第60項に」に改め、同号イの表備考中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第61項第1号」を「第60項第1号」に改め、同項中第63号を第64号とし、第60号から第62号までを1号ずつ繰り下げ、同項第59号中「(昭和25年政令第338号)」を削り、同号を同項第60号とし、同項第58号の次に次の1号を加える。

(例) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項又は第7項の規

定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請に対する審査 1件につき

27,000円

別表中第19項を第18項とし、第20項から第50項までを1項ずつ繰り上げ、同表第51項中「第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同項を同表第50項とし、同表第52項第1号イ中「第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同項を同表第51項とし、同表第53項から第59項までを1項ずつ繰り上げ、同表第60項第1号ア(7)の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第2号及び第4号中「第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同項を別表第59項とし、同表第61項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に」に改め、同項第1号及び第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同項第4号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第5号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第19項第1号」を「第18項第1号」に改め、同項第6号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第7号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「ついて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「ついて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第8号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同項を同表第60項とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。